

議会運営委員会記録

令和8年6月24日（水）

開議 16 時 50 分

閉議 17 時 10 分

第4委員会室

出席者

〔委員〕岡本委員長、小川副委員長、
今田委員、村木委員、大谷委員、沖田委員、足立委員、
柳楽委員、西田清久委員
〔議長団〕澁谷議長、笹田副議長
〔委員外議員〕森谷議員
〔事務局〕下間局長、濱見次長、森井庶務係長、山崎書記

議 題

1 陳情審査

資料1

- (1) 陳情第5号 浜田市議会議員定数および定例会の開催変更に関する陳情について
(願意③、④ 議会運営委員会付託分)

2 ぎかいポストに寄せられた意見等への対応について

資料2

3 請願者等に対する趣旨確認の機会について

資料3

4 その他

- (1) 議会傍聴者アンケートについて

資料4

【別紙会議録のとおり】

○岡本委員長

続いて、公明クラブをお願いします。

○柳楽委員

結論としては反対である。各委員の意見もあったが、少し現実的に考えて無理があるのかなと思っている。執行部の負担等も出てくるし、それに対する人件費等も発生してくると思うので、反対としたい。

○岡本委員長

おおむね反対ということになった。まず先に継続審査を望む委員は挙手の上、意見をお願いします。

(「なし」という声あり)

ないようなので、続いて反対の方の意見については先ほど出たので、進める。それでは、陳情第5号について採決をする。本陳情について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手なし)

挙手なしにより、本陳情は採択としないものと決した。

2 ぎかいポストに寄せられた意見等への対応について

○岡本委員長

議長より、議会運営委員会に意見への対応を求められている。資料2を参照されたい。意見は7つある。7件とも類似した内容でもあり、この意見への回答については、共通の回答ということでまとめた形で、正副委員長で案を作成したので、次のページを参照されたい。各委員から意見はあるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、回答はこのとおりとする。

3 請願者等に対する趣旨確認の機会について

○岡本委員長

事務局から説明をお願いします。

○下間局長

資料3を参照されたい。これまでの議会運営委員会で議会基本条例の運用について検討してきた。公聴会制度や参考人制度の活用について議論する中で、前回の委員会において、請願者や陳情者に趣旨確認をする場合の仕組みづくりについて検討することとなった。参考人招致の制度をとることなく、請願者等の趣旨を確認する機会を設ける案を作成したところである。意見をもらい、今後こういった機会を設ける仕組みを作っていくかというところを協議してほしい。

資料を参照されたい。1の目的である。請願または陳情の審査に当たり、提出文書のみでは趣旨や願意の確認が十分できない場合に、委員会の判断により、請願者または陳情者に対する趣旨確認の機会を設けることで、請願等の内容をよりの確に把握し、

委員会審査の充実を図ることを目的にしている。

2の運用上の考え方である。(1) 請願者等に自由な意見表明の場を設けることを目的とするものではなく、あくまでも委員会が請願等の趣旨及び願意を正確に把握するために実施するものである。(2) 趣旨確認を行うかどうかは、委員会が個別に判断する。(3) 趣旨確認の内容は、委員が確認を必要とする事項とし、委員は請願者等に質疑を行うことができる。(4) 請願者等は、新たな主張や要望を行ったり、委員または執行部に対して質疑を行ったりすることはできない。(5) 参考人制度とは異なる取扱いとし、費用弁償は行わないという考え方に基いている。

3の趣旨確認の手続・委員会審査時の流れについてである。(1) 定例会議初日の付託先委員会で、請願者等からの趣旨説明が必要かどうかを決定してもらう。括弧2で、委員会で必要と決定した場合、請願者等に仮称であるが「請願者等に対する趣旨確認出席依頼書」を送付し、出席の可否を伺う。出席してもらえるとということであれば、(3) 委員会審査当日に、請願または陳情審査の議題の冒頭に行く。丸1、委員長が請願者等に出席依頼の理由を説明する。②委員長から確認事項を提示する。③委員から質疑。④請願者等が回答するというものである。⑤、⑥については、これまでの流れのとおりである。

4の今後検討が必要な事項である。導入するとなればもう少し具体的な検討が必要になろうかと思うが、少し気になるところを挙げている。(1) 運用についての規定を設けるかどうかである。申し合わせ事項に入れるとか、新たな規程等を設けるというやり方があるかと思う。(2) 請願者等への具体的な手続として、依頼書の書式を作らないといけないかと思う。(3) 趣旨確認を行う際に請願者等から説明資料の配布希望があった場合の可否である。括弧4、趣旨確認を行う際の請願者等からの説明時間の設定の有無。(5) 委員会運営上の実施時期及び審査時の流れ、進行方法等といったところは、今後具体的に検討する必要があるかと思う。

次のページには浜田市議会基本条例の関係するところを抜粋している。こういった機会を設けることによって、市民参加を推進する議会を目指して活動するという趣旨にも合っていると思うし、第3章の議員の活動原則のところでは、市民の意見を的確に把握するというところにも寄与しているのかなと思うところである。説明は以上である。

○岡本委員長

ただいま説明があった。説明の中にもあったが、この案は正副委員長と事務局でたたき台を作成したものである。これは試行という考えがある。とりあえずやってみようという形で説明させてもらった。このことについて質疑等はないか。

○森谷議員

各委員の考えがばらばらになって、採択できたりできなかったりするのと同じように、要望というのいろいろな違うかもしれないので質問するが、否決されたとしても、委員個人がこの人に接触して聞きたいという場合は、どのようにするかという制限はないのか。

○下間局長

委員個人の動きについては制限はないのでよいかと思う。

○森谷議員

個人ができるということも、決まりを作るのであれば念のために書いておいた方がよいかもしれない。

○岡本委員長

参考にしたいと思う。ほかに意見はあるか。

(「なし」という声あり)

では、この案をもとに、まず9月定例会議で試行的に実施してみるということでしょうか。

(「はい」という声あり)

それではそのようにする。次に移る。

4 その他

○岡本委員長

事務局から説明をお願いします。

○下間局長

資料4を参照されたい。前回の委員会の最後に、議員から委員会では傍聴者アンケートが行われていないということ、また何かしら明記したものがないという意見をももらったところである。傍聴者アンケートについては、当時、議会改革関係の特別委員会で検討され、平成25年7月から傍聴に来られた市民の意見を聴き、議会運営に生かしていこうということから始めている。ただ、委員会についてはアンケートを実施していなかったのが現実である。正副委員長と協議し、委員会でもアンケートを取り、申し合わせ事項に規定し明文化してはどうかということになり、案を記載しているので検討してほしい。

資料の朱書きの改正案のところに書いてあるように、議会運営に関する市民の意見を把握し、議会運営に反映させることにより、開かれた議会の推進を図るため、本会議及び委員会の傍聴者を対象として傍聴者アンケートを実施するものとする。また、アンケートの結果は議会運営委員会において共有し、今後の議会運営の参考とするというのを申し合わせ事項に入れる案を示している。

具体的な流れについては記載のとおりであるが、傍聴受付時に傍聴者アンケート用紙を渡して、アンケート回収ボックスを6階の本会議傍聴席付近と、5階の事務局の傍聴受付付近に配置させてもらう。そこに自由に入れてもらえれば良い。アンケート結果については、定例会議開会1週間前の議会運営委員会において前回定例会議分を報告する際に、委員会分もまとめて報告するというイメージである。説明は以上である。

○岡本委員長

ただいま説明があった。前回の議会運営委員会で委員外議員からこのことについて

て提案があった。時間の関係でその場は終えてしまったが、正副委員長と事務局で相談し、委員会でのアンケートも実施する形で対応することとした。ただいまの説明について確認したいこと等はあるか。

○森谷議員

市長はD Xを推進している。いろいろなところに参加すると、スマートフォンでアンケートを送るようになっている。そうすると事務局側も集計の手間がかからず一石二鳥である。そうではない人がいるのも十分分かっているが、一部でもそのように推進したらどうかと思う。それから、提出期限について何も書いていないが、一応定めておいた方がよいのではないかなと思う。

○岡本委員長

アンケートを取るのも、その場での提出ではないかなと思っているが、何かその期限というのは意味があるのか。

○森谷議員

いつ出してもよいのではないかなというイメージがあった。帰ってからゆっくり書いてもよいのではないかなという思いがあった。忙しい中でぱっと鉛筆で書くのがつらいときがあるので、D Xができるのであれば、D Xでその日のうちに行うなどしたらよいのではないかなと思った。

○岡本委員長

D Xの観点からも意見をもらった。このことについては、今後検討したいと思う。議会傍聴者アンケートに係る浜田市議会申し合わせ事項の改正は、この案のとおりでよろしいか。

(「よし」という声あり)

それでは、このとおり改正することと決定する。事務局は改正の手続きを行い、議員への周知やサイドブックス内の資料、ホームページの変更等をお願いする。その他、委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

それでは、次回の議会運営委員会の日程を確認する。次回は7月3日金曜日、全員協議会終了後から第4委員会室にて開催する。最後をお願いだが、本日の内容について会派で共有してもらおうようお願いする。以上で議会運営委員会を終了する。

[17 時 10 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第 65 条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 岡本 正友